

海外経済要録

国際機関

△先進国首脳会議、東京宣言を発表

先進7か国(米国、日本、西ドイツ、フランス、英国、イタリア、カナダ、ただしEC委員長も出席)首脳は、6月27~29日の3日間、東京において第5回目の首脳会議を開催し、同29日、エネルギー問題を中心とする共同宣言を発表した。

同宣言の要旨は以下のとおりである。

(1) エネルギー問題

ポン・サミット(53年8月号「要録」参照)における合意は、世界経済の改善に貢献したが、また新たな挑戦が生じた。インフレは現在再び勢いを得つつあり、より高い石油価格と石油不足は、工業国および開発途上国双方においてインフレを悪化させ、成長を低下させるであろう。

われわれは、これらの問題に取組むための共通の戦略につき合意した。最も緊急な課題は、石油消費を減少させ、他のエネルギー源の開発を促進することであり、すでに石油消費を減少させるためとってきた努力を一層強化する。

イ. 各国は1985年の石油輸入目標量を定める(別表参照)。これらの目標は、エネルギー節約および代替エネルギー源の開発の双方を監視するうえで参考となろう。

ロ. われわれは、石油の国際取引に登録制を導入することにより、石油市場での動きを公開することに合意し、また石油企業および石油輸出国に対しスポット市場取引を抑制するよう勧告する。

ハ. われわれは、石炭の利用等拡大のほか、代替エネルギー源拡大の必要性をみとめ、特に国民の安全を保障する条件の下で原子力発電の増強を図る。

ニ. われわれは、最近のOPEC会議においてとられた決定を遺憾とする。われわれは、石油輸出国とともに、世界石油市場における需給見通しにつき検討する用意がある。

(2) 一般経済政策

ポン・サミットで合意した政策を、現状に合わせて調整しつつも継続すべきであることに合意する。またわれわれは、各国経済の長期的な生産効率および柔軟性を向上させるため一層努力すべきであるということ

に合意する。

(3) 貿易問題

東京ラウンドにおける合意(5月号「要録」参照)は重要な成果であり、その早期かつ誠実な実施を確約する。またわれわれは、保護主義と闘う決意を新たにし、多角的貿易交渉における合意を監視するためガットが強化されるよう要望する。

(4) 通貨問題

外国為替市場の安定は世界貿易および世界経済の健全な発展のために肝要であり、われわれは、為替市場対策面のほか、IMFを軸とする国際通貨制度を一層強化するうえでも、緊密な協力を継続する。

(5) 南北関係

建設的な南北関係は世界経済の健全さのための条件であり、われわれは発展途上国が開放的な世界貿易体制に完全に参画するよう、また変化しつつある国際環境にわれわれの経済を適応させるよう一貫して努力してきた。しかしこのパートナーシップは工業国の努力のみに依存するものではなく、OPEC諸国の果たすべき役割も同様に重要である。

石油資源をもたない発展途上国との問題解決のため、発展途上国への資金の流れを増大させ、また食糧生産の分野で安定した生産を確保するために必要な貯蔵能

(別表)

国別石油輸入抑制目標

(1日当りバーレル、カッコ内年換算万キロリットル)

	1978年	1979年	1980年	1985年
日本	523 (30,334)	540 (31,320)	540 (31,320)	630~690 (36,540) ~ 40,020
米国	827 (47,966)	850 (49,300)	850 (49,300)	850 (49,300)
カナダ	23 (1,334)	15 (870)	15 (870)	60 (3,480)
西ドイツ	281 (16,298)	目標なし	280 (16,240)	280 (16,240)
フランス	223 (12,934)	"	220 (12,760)	220 (12,760)
英國	83 (4,814)	"	80 (4,640)	80 (4,640)
イタリア	189 (10,962)	"	190 (11,020)	190 (11,020)
EC 9か国	950 (55,100)	1,000 (58,000)	950 (55,100)	950 (55,100)

(注) ただし、バーレルのリットル換算は1日当りバーレル×58=年換算キロリットルで換算したもの。またECの80年は予想数値。

力を築きあげるべく、国際機関が努力するよう勧告する。

◇第54回OPEC総会、原油価格の引上げを決定

OPEC(石油輸出国機構)は6月26~28日の3日間、スイスのジュネーブで第54回総会を開催し、下記のような原油価格の引上げ等を決定した。

1. 今次決定の概要

- (1) 標準油種アラビアン・ライトの価格を14.55ドル/バーレル(4月1日以降適用価格)から18ドル/バーレルに引上げる(+23.7%、78年末比では+41.7%)ほか、加盟各国に対し、従来からのアラビアン・ライトとの油種間価格差(ディファレンシャル)に加え、最高2ドル/バーレルまでのマーケット・プレミアム(サーチャージ)上乗せを認める。ただし、この方式によって生ずる新価格については23.50ドル/バーレルを上限とする。
- (2) OPECの収入を保護する措置として、OPECは通貨バスケット(諸通貨の加重平均)による原油価格表示への移行を検討するためのOPEC臨時閣僚協議会(会期未定)を招集する。
- (3) 非産油発展途上国への援助を強化するため、OPEC特別基金を8億ドル増やし24億ドルとする。
- (4) 次回総会は、12月17日にベネズエラのカラカスで開催する。

今次総会の決定をうけて、①サウジアラビア、アラブ首長国連邦、カタールの3か国は7月1日以降マーケット・プレミアムを適用しない(ただし、サウジアラビアは新価格を6月1日に遅らせる)、②その他の加盟10か国は7月1日以降2ドル/バーレルのマーケット・プレミアム上乗せを行う旨をそれぞれ表明しているため、7月1日以降は事実上、アラビアン・ライトを18ドル/バーレルとする価格体系と20ドル/バーレルとみなす価格体系が併存することとなった(現実には各油種の価格水準はディファレンシャルの大小により17.17ドル/バーレルから23.50ドル/バーレルの間に散在することになる)。この新しい価格体系についてOPEC筋は、「正式の2重価格制度ではないが、それに似たような体系」(サウジアラビア・ヤマニ石油相)とコメントしている。

2. 背景等

今次値上げの背景としては、①イラン政変を契機とする原油需給タイト化持続、②スポット市場価格急騰、③各国個別の公式販売価格引上げのひんぱん化(3月のOPEC臨時総会でサーチャージ実施を公認したことによるもの)等の事情が指摘されており、また実質的に2本

立て価格体系となったのは、会議の席上稳健派と強硬派がそれぞれ以下の通り主張して譲らず、結局、分裂を回避するために採られた妥協の産物とみられている。すなわち、①稳健派のサウジアラビアは、大幅値上げの世界経済に与える悪影響、特に輸入工業製品価格の上昇やドル資産の目減りとなって産油国自身にはね返ってくる点を指摘し、標準油種価格を現状追認程度の18ドル/バーレルにとどめるべきであると主張。これに対し、②強硬派であるイランを中心とするその他大部分の加盟国は標準油種価格を20ドル/バーレルへ引上げることによって昨年12月以前の統一価格体系復帰を実現し、無秩序な値上げに歯止めをかけることを主張したもの。

◇第5回UNCTAD総会の開催

第5回UNCTAD(国連貿易開発会議)総会は、5月7日から6月3日まで、加盟163か国と150余の国際機関の代表が参加(わが国からは初めて首相が出席)してマニラ(フィリピン)で開催された。

今次総会では、各国の一般演説が行われたほか、8つに分かれた交渉会議(Negotiating Group)で、12項目(注)の交渉議題が討議された。交渉会議全体としてみると、前回総会(76/5、ナイロビ)に比べ具体的な討議が進んだとの評価がある反面、南北間および南側内部での足並みの乱れから会期を2日間延長したにもかかわらず最終合意に達した案件が少なかったため、いわゆる「南北間の対話と協調の促進」のかけ声はやや期待はずれとの評価も聞かれる。

すなわち、今次総会で最大の焦点となっていた「新国際経済秩序(NIEO)」形成のための相互依存問題や通貨・金融面での大きな案件である「国際債務委員会(International Debt Commission)」設立問題について合意に達せず、今後UNCTADの常設機関である貿易開発理事会(TDB)に付託されることになったほか、今次総会の具体的な目玉案件とみられていた一次產品共通基金(5月号「要録」参照)のいわゆる「第2の窓」への拠出問題については、ASEAN5か国等計14か国が拠出を誓約したものの、その合計額は8,725万ドルと目標(2億8千万ドル)を大幅に下回った。

今次UNCTAD総会が前回ナイロビ総会のように全体的なパッケージでの合意に至らなかったのは、南側の事情として、①今次総会に対する途上国77か国のアルーシャ宣言(3月号「要録」参照)の要求ラインを崩せなかつたこと、②一次產品共通基金については、すでにジュネーブの事務レベルの交渉会議で大筋合意が得られたことから南側を団結させる象徴的な意味が薄れていたこと、

③エネルギー問題取扱いをめぐる分裂に代表されるように、南側内部での利害の対立が一層明確となってきたこと、等が指摘されている一方、北側についても、経済成長の鈍化に加え、原油価格高騰に対する懸念から援助問題等に対して慎重な姿勢が強まってきたためとみられている。

本会議で合意に至った決議のうち主なものは次のとおり。

1. 一次産品問題

共通基金に関する3月のジュネーブにおける交渉会議の合意が追認され、いわゆる第2の窓への拠出について8,725万ドルにのぼる具体的なプレッジを含め、加盟各国の拠出意向表明が行われた。

2. 機構問題

UNCTADが貿易および国際協力関連分野に関する国連の主要交渉機関であることを明確に認識し、その行政上の柔軟性を高める努力を行うとともに、組織合理化のための特別専門家会議を短期間招集する。

3. 資源移転問題

GNP比0.7%目標に向けて政府開発援助の増大をはかり、援助供与国に対し中期援助計画を表明するよう要請する。

4. 発展途上国の技術力強化

途上国自体が技術の向上を開発計画に盛込み、特に農業関連産業、食品加工、化学品、電子工業等についてUNCTADが調査のうえ、専門家部会設置の是非を、できれば第6回総会以前に決定する。先進国は「技術移転諮問委員会(Committee on Transfer of Technology)」の計画への任意拠出を行う。

(注) ①相互依存、②国際貿易、③一次産品、④製品・半製品、⑤通貨・金融、⑥技術、⑦海運、⑧後発途上国、⑨内陸・島じょ国、⑩東南関係、⑪途上国間協力、⑫機構問題。

米州諸国

◇米国、連邦準備制度の対政府信用供与権限を延長

カーター大統領は6月8日、連邦準備制度が50億ドルを限度として米国政府に信用供与を行う権限を定めた連邦準備法第14条(3)ただし書の規定を一部修正のうえ、その期限を2年間(81年4月30日まで)延長する法律に署名した。なお、規定の修正内容については、従来、「連銀が国債または政府保証債を米国政府との間で直接売買しうる」とされていたところ、今般「連銀が国債または政府機関債を政府に貸付、政府はこれを公開市場において売却して所要資金を調達する一方、6ヶ月以内にこれを買戻して連銀に返却する」との規定に改められた。

◇米国、大統領輸出審議会を設置

米国政府は5月24日、大統領の諮問機関として大統領輸出審議会(President's Export Council)を設置した。

同審議会の機能等は次のとおり。

(1) 審議会構成メンバー

政府閣僚(注)7名、上・下両院議員6名、のほか産業界、労働界、農業、消費者等民間からの代表者27名、合計40名(議長はジョーンズGE会長)。

(注) 具体的には、クレブス商務長官、ブルメンソール財務長官、バンス國務長官、バーグラント農務長官、マーシャル労働長官、ストラウス特別通商部代表、ムーア輸銀総裁。

(2) 機能

① 政府の輸出拡大策の策定・実施に助言する。手はじめとして78年9月に大統領が発表した輸出促進策(53年10月号「要録」参照)の実施に関し、商務省を通じ大統領に勧告書を提出する。

② 各個別業界の輸出促進活動状況を調査・分析するとともに、個々の業界がかかえている特殊な問題の解決策を提示する。

(3) 会議開催ひん度

少なくとも年2回開催。なお、審議会の下に執行委員会(Executive Committee、メンバーは最大12名)を設置し、隔月に会合を開催する。

◇カーター大統領、太陽エネルギー等の利用促進計画を発表

カーター大統領は6月20日、①太陽エネルギー銀行(Solar Energy Bank)の設立、および②太陽エネルギー利用設備等に対する税額控除措置を中心とする太陽エネルギー等の利用促進計画を発表した。本計画はさる4月

訂正

6月号68頁、(1)当面の石油需給状況を次のとおり訂正いたします。

(単位・百万バレル)

	1979年			1980年
	1978年	ケースI	ケースII	
正 OPEC諸国	29.9	29.6	29.6	29.8
正 その他諸国	6.5	6.9	6.9	7.2
誤 OPEC諸国	6.5	6.9	6.9	7.2
誤 その他諸国	29.9	29.6	29.6	29.8

5日に発表された新エネルギー対策(5月号「要録」参照)の一環であり、計画発表に際し同大統領は「太陽熱、水力、風力等再生可能エネルギーの国内エネルギー総消費に占める割合を、現在の6%から今世紀末までに20%まで高めたい」と述べている。

本計画の概要は次のとおり。

(1) 太陽エネルギー銀行の設立

(i) 資金規模

初年度(1981財政年度)1億ドルとし、3年後には4.5億ドルまで増額する。なおこの資金は国産原油価格規制の撤廃等に伴い石油会社に賦課する超過利潤税を基に設立を予定しているエネルギー安定基金から拠出。

(ii) 業務内容

太陽熱利用設備の購入資金借入(モーゲージおよび住宅改築ローン)に対する利子補給(このうち60%以上を住宅用に振向けることとする)。

(2) 税額控除措置等

(i) 太陽熱利用設備を備えた住宅の新築に対し所要資金の20%の税額控除を認める。ただし、2千ドルを限度とし、有効期間は85年までとする。

(ii) 農業・産業部門における太陽熱利用設備については、現行10%の投資税額控除に加えさらに15%の税額控除を認める。適用対象期間は89年まで。

(iii) 家庭用気密式薪ストーブの購入・据付けに対して15%の税額控除を認める。

(iv) Gasohol(ガソリンとアルコールの混合燃料)をガソリン消費税(現行1ガロン当たり4セント)の対象から恒久的に除外する(現行の適用除外措置の有効期限は84年9月末)。

欧州諸国

◇欧洲議会、初の直接選挙を実施

1. 欧州議会は6月7・10日の両日、議員選出のため初の直接選挙を実施した。欧洲議会は、欧洲経済共同体(EEC)設立のための条約(通称ローマ条約)に基づき共同体発足当初(1958年)から存在していたが、これまでには、共同体加盟各国が各自の定める手続に従い、自国の国会議員の互選により選出した代表198名をもって構成されていた。共同体の意思決定は、加盟各国の閣僚をもって構成される閣僚理事会と加盟各国政府の任命委員13名で構成される欧洲委員会にゆだねられており、欧洲議会は、その権限として①EC委員会委員の一括罷免権、②EC予算の修正権を有するほかは、欧洲委員会の諮問機関た

るにとどまっている。

今次選挙は、ローマ条約が目標として掲げていた直接選挙の実施(138条)を実現することにより欧洲議会の立場を強化するとともに、欧洲統合の試みに新たなはずみを与えるとの意図のもとに、76年11月末のEC首脳会議(開催地ハーグ)で実施の具体化につき決定をみたものである。もっとも選挙方式に関し、比例代表制による統一選挙の実施を巡り英国内での与野党対立が解消されなかつたため、選挙実施は当初予定(78年6月)に比べ1年間遅れる結果となった(結局、英国は小選挙区制、その他の国々は比例代表制を採用)。

今次選挙の概要、結果等は次のとおり

(1) 投票日

6月7日実施国……英國、オランダ、デンマーク、アイルランド

6月10日 ウ ……西ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルク

(2) 国別議席配分(カッコ内は旧議会における議席数)

総議席数410(198)

うち西ドイツ・フランス・英國・イタリアは各81(36)、オランダ25(14)、ベルギー24(14)、デンマーク16(10)、アイルランド15(10)、ルクセンブルク6(6)

(3) 有権者数および投票率(カッコ内)

9か国全体 180.4 百万人(約61%)

うち西ドイツ 42.1 百万人(65.9%)

フランス 35.2 // (60.2//)

英國 40.1 // (32.1//)

イタリア 40.9 // (85.9//)

オランダ 9.5 // (57.8//)

ベルギー 6.6 // (約75//)

デンマーク 3.7 // (約48//)

アイルランド 2.1 // (約58//)

ルクセンブルク 0.2 // (約75//)

(4) 主要政党別獲得議席数およびシェア(カッコ内は旧議会)

	議席	%	議席	%
社会・社民党グループ	112	27.3	(63	31.8)
キリスト教民主党	99	24.1	(52	26.3)
欧洲保守党	63	15.4	(17	8.6)
自由民主党	47	11.5	(27	13.6)
共産党	44	10.7	(17	8.6)
欧洲進歩党	21	5.1	(17	8.6)
その他	24	5.9	(5	2.5)
計	410	100	(198	100)

(注) 上記政党グループは、選挙協約を結び欧州議会内において共同歩調をとる旨意思表示したものないしは綱領を同じくするものごとにとりまとめたもので、欧州において一般に用いられている区分である。主要グループにつき代表的な政党を記すと次のとおりである。

- ・社会・社民党グループ……西ドイツ・社会民主党、フランス・社会党、英国・労働党、イタリア・社会党等
- ・キリスト教民主党グループ……西ドイツ・キリスト教民主
- ・社会同盟、イタリア・キリスト教民主党等
- ・欧州保守党グループ……フランス・共和国連合、英國・保守党等
- ・自由民主党グループ……フランス・民主主義連合、西ドイツ・自由民主党等
- ・欧州進歩党グループ……デンマーク・進歩党、アイルランド・共和党等

2. 今次選挙結果をみると、社会・社民党グループが後退した一方、保守党グループが大きくシェアを伸ばしたこと、また共産党も若干シェアを伸ばした点が特徴的である。しかし、欧州第一党の地位は依然、社会・社民党グループが占めることとなったため、英国、フランス、イタリア等において現在政権を担当している保守党、自由民主党およびキリスト教民主党の3グループは、国内の野党に欧州議会のイニシアティブを握られることをきらい新たに協調関係を結び、リーダーシップを握るものとみられている。

また、今次選挙結果は、各国の政権担当政党に対する信任度を図るうえでも好材料とみられていたが、「投票率の低さもあって、全般的に保守色が強く現れた」(ル・モンド紙ほか)と受止められている。こうした中にあって、西ドイツでは、現野党のキリスト教民主・社会同盟が得票を伸ばしており、「今後シユミット政権への圧力を強めよう」(ロンドン・エコノミスト誌ほか)とみられている点が注目される。

◆ EC首脳会議開催

EC各首脳は6月21・22両日、ストラスブル(フランス)において本年第2回目の首脳会議を開き、6月28・29両日開催の先進国首脳会議(通称東京サミット、別項参照)を控え、EC諸国の意思統一を図るために、エネルギー問題を中心に討議した。会議終了後発表された共同声明の要点は次のとおりである。

(1) エネルギー問題

- イ. エネルギー対外依存度の削減を図るために、1980年から85年までの間のEC諸国の石油輸入量を、78年実績(年間470百万トン)以下に抑える。
- ロ. 自由市場における石油の投機的取引に対する監視の強化を図ることとし、石油の国際取引については、取引量、価格、取引当事者名等をEC委員会に報告することを義務づける(エネルギー相理事会に対し必要な措置を実施するよう指示)。

ハ. EC加盟各国政府は直ちに、各石油会社に対し自由市場における行過ぎた価格での取引を自粛するよう要請する。

ニ. エネルギー節約努力を補強するため、原子力、石炭の利用促進、その他代替エネルギー源の早期実用化を図る。特に原子力エネルギーについては、安全性の問題に留意しつつも、その開発なくしては今後の経済成長の実現は不可能との認識にたち、積極的利用を図る。また代替エネルギー源については、特に太陽熱および地熱の開発に関し加盟国間の研究開発協力を緊密化する。

ホ. 石油生産国に対しては、世界のエネルギー需給バランスや調和のとれた経済発展の重要性を十分考慮するよう働きかける。

(2) EMS(欧州通貨制度)問題

イ. 発足後3ヶ月を経過したEMSの機能、運営は円滑に行われており、参加各国とも積極的評価を下した。

ロ. 各国は、EMF(欧州通貨基金)実現のための準備を積極的に進め、今後とも協力関係を一層強化していくことで意見の一一致をみた。

(注) なお、英國は会議の席上、欧州通貨協力基金に対し、金・外貨準備の20%を拠出する用意がある旨の意向を表明した。

(3) 対日問題

EC各国は、日本・EC間の貿易不均衡が引き拡大していることを認識し、これを解決するため、日本政府が、世界経済に占める日本の責任と重要性を十分考慮し、EC委員会との定期協議を通じて速やかにEC製品に対する日本市場の開放を図るよう要望する。

◆ 西ドイツ、連邦債の発行を決定

1. 西ドイツ連邦債シンジケート団小委員会は、6月5日、2種類の連邦債の発行を決定した。その発行要領は以下のとおりであるが、前回発行の連邦債の発行条件(6月号「要録」参照)に比べると、最近の債券市況の軟調を映し、期間6年もの、10年ものとも応募者利回りが0.4%強引上げられている(それぞれ7.41→7.86%、7.65→8.07%)。

2. 本連邦債の発行に関し、「特に10年ものについては、クーポン・レートでも75年6月以来約4年ぶりに8%台乗せとなっており、最近の市場金利の実勢を反映した妥当なものとして、市中筋では総じて好感している」(ランクフルター・アルゲマイネ紙)ものの、一部には「市場にインフレ期待に加え、財政赤字拡大懸念も強い状況のもとでは、これが最近における債券市況の不ざえの改

善につながるとするの早計である」(ケルナー・ショタット・アンツァイガー紙)と指摘する向きもみられる。

	(1)	(2)
期 間(年)	6	10
表 面 利 率(%)	7.75	8.0
発 行 価 格(ヶ)	99.50	99.50
発 行 額(注)(億マルク)	6	9
応募者利回り(%)	7.86	8.07
売 出 し 期 間	6月7日～11日	

(注) ただし、上記発行額中(1)、(2)のうち各1億マルクについてはブンデス銀行が当座の間留保し、その後同行を通じて市場の状況をみながら漸次発行される。

締め氣味の市場運営の手綱を少しも緩めていないことの証左であり、コール・レートが目先きロンバート・レートを下回ることはあるまい」とする向きが多い。

◆西ドイツ、連邦鉄道債の発行を決定

西ドイツ連邦債シンジケート団小委員会は6月25日、8%もの連邦鉄道債の発行を決定した。その発行要領は以下のとおりであるが、6月上旬発行された期間10年の連邦債の発行条件(「要録」別項参照)に比べると、月央以降の資本市場の落着きを映して応募者利回りが若干引下げられている(8.07→8.04%)。

表 面 利 率	8.0 %
期 間	10 年
発 行 価 格	99.75 %
発 行 額(注)	650 百万マルク
応募者利回り	8.04 %
売 出 し 期 間	6月28日～7月2日

(注) ただし、上記発行額中500百万マルクについてはドイツ交通信用銀行(DVKB)が直接受け、さらに100百万マルクについてはブンデス銀行が当座の間留保し、その後同行を通じて市場の状況をみながら漸次発行される。

◆ブンデス銀行、債券の売戻し条件付買オペレーションを実施

ブンデス銀行は6月19日、先に公開市場操作の一環として導入を決定(6月号「要録」参照)したロンバート貸付適格債券の売戻し条件付買入を実施した。

本措置の実施要領は以下のとおり。

- (1) 対 象………手形再割引取引対象金融機関
- (2) 対象債券………証券取引所上場のロンバート貸付適格債券および取引所取引の認められている中期債(連邦、州、連邦鉄道、連邦郵便の発行にかかるもの)
- (3) 期 間………30日
- (4) 買入価格………買入日前日の取引所公示価格ないし取引所取引価格
- (5) 買入金利………5.0%
- (6) 取 引 額………1行1日当り最高250百万マルク、最低買入単位1百万マルク

(注) 総買入額についてブンデス銀行は公表していないが、市中筋では約80億マルクとみている。

なお、本措置の取扱を開始した6月19日、1日で買入額がかなりの額に達したため、ブンデス銀行は同取扱を1日限りで停止した。これにつき、同行では、「買入額が予想外に多額となり、当面の金融調節に際しては、本オペレーションの継続は不必要と判断した。金融機関の流動性の状況によっては、こうしたオペレーションを再開することはもちろんあり得るわけであり、ブンデス銀行としては今後金融情勢の変化に応じ、こうした措置を弾力的に実施する方針である」とコメントしている。また市中筋では、本オペレーション相当分だけロンバート貸付よりコストの安い中央銀行通貨の供給が行われたことを歓迎しながらも、本オペレーションが1日限りで停止されたことについては、「ブンデス銀行が引

◆西ドイツ、マルク建外債の新規発行を引き続き抑制

1. 西ドイツ中央資本市場委員会(ZKMA)ドイツ・マルク建外債小委員会は、前回の会合で6月の外債発行の抑制を決定(5月30日、6月号「要録」参照)したが、6月27日に開催された会合において、7月についても外債発行をブラジル国債1.5億ドイツ・マルクのみに抑制(注1)することを決定、発表した。

(注1) 西ドイツのマルク建外債発行額(単位・百万マルク)						
79/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月(予定)
730	3,485	751	620	845	200	150

2. 本決定に関し市場筋では、「6月央ごろからマルク相場強調に伴い非居住者による債券買いによく動意がみられ始め、国内債・外債とも市況が幾分回復(注2)しているにもかかわらず、今回も前回同様、発行抑制を図ったのは、石油価格上昇等を背景にインフレ期待が強いうえ、政府の財政赤字ファイナンスのための需資も高水準を続けていていることから、市場の金利先高感が依然として根強いことを映じたもの」とする向きが多い。

(注2) ドイツ・マルク建外債平均流動利回り(単位・%)						
79/1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末	
6.44	6.67	6.73	7.06	7.41	7.30	

◆フランス、市中銀行、短期貸出基準金利を引上げ

1. フランス商業銀行(Credit Commercial de France)

は6月6日、短期貸出基準金利の0.35%ポイント引上げ(8.80→9.15%)を実施、その他市中銀行も同日直ちにこれに追随した。フランスにおける短期貸出基準金利の引上げは、76年9月末(9.2→9.6%)以来約2年8か月ぶりのことであり、77年9月以降続いた低下基調に終止符が打たれることとなった。

2. 今回の措置につきフランス銀行協会では、「最近の短期市場金利の大幅上昇にかんがみ決定されたものである。経済省より、債券市場金利改定との絡みもあり引上げ幅を極力抑制するようにとの指導もあったため、引上げ幅はこの程度にとどめた」と説明している(「国別動向」参照)。

◇フランス、1979年改訂経済見通し等を発表

1. フランス政府は6月12日、1979年の改訂経済見通しおよび80年の経済見通しを発表した。

今回発表された79年改訂経済見通し等の内容は下表のとおりである。

政府経済見通し

(実質前年比・%)

	1978年 実績	1979年見通し		1980年 見通し
		当初 (78/9)	今次改定 (79/6)	
G D P (同名目)	3.3 (13.5)	-3.7 (12.9)	3.4 n.a.	3.2 n.a.
個人消費	4.0	3.8	3.4	3.7
固定資本形成	0.7	3.8	2.0	2.0
うち企業	1.5	5.5	3.7	3.0
家計	0.3	0.1	△1.2	0
政府	△0.7	3.8	1.4	2.0
輸出	7.1	6.0	6.0	5.2
輸入	5.5	7.0	6.5	5.0
在庫投資 (億フラン)	234	250	322	354
C P I (年末対比)	9.7	7.9	9.5	9.0
名目賃金上昇率	12.6	12.0	12.9	12.9

なお、今次改訂作業の前提として、石油価格上昇率は年平均15~20%(年末比較では30%)、 Franc 対ドル相場は1ドル=4.40 Franc と想定されている。

2. 今回の経済見通し改訂に関連して政府は、「石油および一次産品価格の上昇が、景気のスローダウンをもたらし、79年のみならず80年にも影響をおよぼすものと考えられる。こうした事態に対処するため政府では、建設・公共事業関連業界でこれまで策等を考慮中である。しかし、全般的な景気拡大策は、対外バランスの悪化とフラン

の減価を招くものであり採用できない。政策運営の基本方針は、引き続きインフレの抑制にあり、賃金上昇率を物価上昇率以下にとどめるための努力は継続されなければならない」(バール首相)との見解を示している。

これに対し一般には、「79年の実質GDP成長率は3.4%となっているが、その大半は78年秋から本年初にかけての急速な景気回復に負うところが大きく、これを考慮すると本年下期の成長率は年率1.5%程度にしかならない」(ル・モンド紙)として悲観的な受止め方をする向きが多い。

◇フランス、新エネルギー節約対策を発表

1. フランス政府は6月20日、最近のエネルギー情勢の悪化に対処するため、27項目にわたる新エネルギー対策を閣議決定、発表した。今次対策は、家庭暖房用燃料に対する石油割当量削減、暖房温度引下げ、トラック等の速度制限引下げ、重油燃焼発電所の石炭燃焼への転換等により、今後80年末までの1年間に8.4百万トン(年率5.6百万トン—78年輸入実績比約5%)の節約(金額では年間約50億フラン)を図ることをねらいとしている。

フランスでは、1974年以来、家庭用燃料の販売制限、暖房温度規制、省エネルギー住宅建築への補助金支給、自動車の速度制限実施等の消費節約策や、85年を目標年次として、原子力発電の拡大(一次エネルギーに占めるウエイト、77年2%→85年見込約2割)、国内炭増産、太陽熱等の代替エネルギー源の利用促進等により、エネルギー对外依存度を6割以下に抑制(78年実績76%)するための長期的エネルギー構造対策を実施してきているが、今次対策はこれら節約対策を一段と強化するものである。

今次対策の概要は次のとおり。

(1) 住宅・暖房関連……節約目標5百万トン

イ. 家庭暖房用燃料に対する石油割当量の削減(本年7月1日以後、77年7月から78年6月までの1年間の消費量実績比10%削減し、この分を備蓄に振向ける)。

ロ. 室内暖房基準温度の引下げ(20→19度)。

ハ. 住宅用大口電力・ガス消費の制限(9kW以上の大口電力、4万kcal以上の大口ガス供給契約の新規受付停止)。

ニ. エネルギー節約に資する住宅の新改築に対する助成措置の拡充(省エネルギー住宅に対する助成金給付ならびに政府金融機関による低利融資)。

(2) 交通・運輸関連……節約目標1.4百万トン

イ. 制限速度の遵守強化、効率良い運転方法の奨励。

ロ. トラック(10t以上)に関する制限速度の引下げ(7月1日以降、国道等90→80km/h、市街地60→50km/h)。

ハ. 大型乗用車(17CV<約150馬力>以上)に対する自動車税の引上げ(1台当たり600→3,800フラン)。

ニ. 燃料節約型自動車開発への助成金支給(85年までに現行比10%の燃費向上<平均燃費13.7km/lが目標>達成のため、ルノー、プジョー・シトロエン両社に対し各6百万フランの助成金を支給し、81年までに試作車を完成させる)。

ホ. 大都市におけるバス交通網の拡充、国鉄の週末運転列車の増便。

ヘ. 政府、公共機関における自動車用燃料使用量の10%削減。

(3) 産業関連……節約目標2百万トン

イ. エネルギー節約投資に対する中長期優遇貸付、補助金交付手続等の簡素化。

ロ. 重油燃焼発電所の石炭燃焼への転換、原子力発電の促進。

ハ. 太陽熱利用の促進(太陽熱利用温水使用住宅に対する助成金支給等)。

2. 今次対策を概観すると、自動車・産業関連に比べ、住宅・暖房関連の節約程度がより厳しくなっているのが特徴であるが、この点につき政府では、「景気におよぼす影響や、自動車の使用が国民生活の一部に組込まれかつ程なくバウンス期を迎えるなどの国民生活の実態を考慮すると、自動車の使用 자체を制限してしまうことは好ましくなく、その使用上のルールを厳格化することでこれに対処することが妥当と判断した」(ジスカールデスタン大統領)と説明している。

3. なお、フランス政府は、6月23日以降第3次石油製品価格の引上げを実施した。同引上げは、前回引上げ(5月5日、6月号「要録」参照)後の石油輸入価格の上昇とフラン対ドル相場の変化をもとに決定されたものとされている。

新価格は以下のとおり(1リットル当たり)。

スーパー・ガソリン……2.86→2.95フラン、+3.1%

レギュラー・ガソリン……2.65→2.74フラン、+3.4%

軽油……………1.85→1.91フラン、+3.2%

灯油……………1.03→1.09フラン、+5.7%

◆フランス、本年第2回目の長期国債を発行

1. フランス政府は6月20日、本年第2回目の長期国債を発行した。発行条件等は下記のとおりであるが、今次発行により、5月28日以降実施されていた国内債の新規

発行停止措置(6月号「要録」参照)は解除された。

	今回	前回(4月)
発行金額(億フラン)	50	30
金利(表面%、パー発行)	10.0	9.0
償還期間(年)	15	15
3年据置		
12回分割償還		同左

なお、今次発行に当っては、発行金利が10%に引上げられたことが好感され、応募希望が殺到したため、急拠当初発行予定額に10億フランが上乗せられ、総額50億フランの発行となった。

2. 今次発行条件の引上げ等につき、経済省では、「発行金利は、最近の長期市場金利の動向を考慮し、思い切って大幅に引上げることとした。これにより財政当局が、財政赤字のファイナンスにあたっては安易に銀行信用に依存することなく、長期債等国民の貯蓄を活用する方策を主体とし、マネーサプライの増加抑制に大いに意を用いている点理解してもらえよう」と説明している。一方、市中では、このような政府の市場実勢に対する柔軟な対応を評価する向きが多く、「1%ポイントという金利引上げ幅は市場関係者の事前予想を大きく上回るものである。先行きについては、石油価格動向等不確定要因が多く見通し難いが、今次条件改定により市場の金利先高感は払拭され、今後は高水準ながら落着いた動きを示すことになろう」(ソシエテ・ジェネラル銀行)との声も聞かれる。

◆フランス政府、社会保障関係給付額を引上げ

1. フランス政府は7月1日、家族手当、老齢年金等社会保障関係の給付額を下記のとおり引上げた。今次引上げ措置は5月17日、ヴェイユ厚生相により明らかにされ、6月6日の閣議において詳細につき決定をみたものである。

(1) 家族手当の引上げ

基本手当(少なくとも子供2人を有する家庭に対して支給するもの)……+11.6%(消費者物価上昇率により調整後、実質+1.5%)

児童手当(3人以上の子供を有する家庭に対し追加的に支給するもの)……+14.6%(同、実質+4.5%)

〔この結果、子供3人を有する家庭に対する家族手当は月額約873→1,002フランに増額となるとされている。〕

(2) 老齢年金等の引上げ

老齢年金……+4%(年初の引上げを入れると前年比+10.6%)

老齢者最低所得保証額……単身生活者年13,800フラン、夫婦年27,600フランに引上げ(引上げ率7%弱)

2. 今次引上げに関し政府では、「児童手当を一挙に実質4.5%も引上げることとしたのは、78年1月発表のフランス民主主義連合の選挙綱領(プロワ綱領)にうたった公約の実現であり、今後も住宅事情の改善等生活条件の改善を図ってゆく考えである」(ジスカールデスタン大統領)旨説明している。

◇英國、1979年度予算を発表

英國政府は6月12日、1979年度(79年4月~80年3月)予算案を発表した。その概要は以下のとおりである(予算案のねらい、反響等については「国別動向」参照)。

(1) 予算案の規模、収支じり

歳入は78年度実績見込み比+18.4%(同当初予算比19.3%増)の510億ポンドと大幅に増加するものの、歳出も594億ポンドと78年度実績見込み比+15.4%(同当初予算比15.6%増)が計上されている。この結果、収支じりは84億ポンドの赤字とほぼ78年度実績見込み(84億ポンドの赤字)並みの赤字が見込まれている(第1表参照)。

(第1表)

英國の79年度予算案

(単位・億ポンド、統合国庫資金(Consolidated Fund)ベース)

	1978年度		1979年度			予算前見込み(注) (Before Budget)
	当 初 (A)	実 績 見 込 (B)	当 初 (C)	C A	C B	
歳 入	427.46	430.88	510.13	19.3	18.4	521.68
(うち租税)	(412.05)	(409.42)	(489.40)	18.8	19.5	(500.95)
歳 出	513.78	514.69	593.71	15.6	15.4	610.96
収 支 ジ リ	-86.32	-83.81	-83.58	/	/	-89.28

(注) 仮に何らの新規予算措置も講じないとした場合の見込み。

また公共部門(中央政府、地方公共団体および公営企業)の借入所要額は83億ポンドと、1月に労働党政権が発表した中期財政白書の見込み(72億ポンド、2月号「要録」参照)を11億ポンド上回っているが、前年度実績見込み(92億ポンド)に比すれば、大幅に下回る見込みである(第2表参照)。

(2) 予算案に盛られた主要措置

1. 租税措置(以下の諸措置に伴う歳入効果については第3表参照)

(1) 所得税減税(第4表参照)

① 基礎税率(basic rate)の引下げ(33→30%)。

(第2表)

英國の公共部門借入所要額

(単位・億ポンド)

	1978年度		1979年度 予算案
	当初予算	実績 見込み	
中 央 政 府	79.37	80.43	95.64
地 方 公 共 団 体	7.00	9.55	2.60
公 営 企 業	- 1.00	2.29	-15.19
計	85.37	92.27	83.05

(注) (第1表)の Consolidated Fund のほか、National Loans Fund(財政投融資)、National Insurance Fund(年金基金)、Northern Ireland central government(北アイルランド政府)を含むため、(第1表)の收支じりとは一致しない。

(第3表)

租税措置に伴う歳入効果

(単位・百万ポンド)

	初 年 度 (79年度)	平 年 度 (80年度) 以 降
内 国 税 関 連	- 3,590	- 4,275
所 得 税	- 3,502	- 4,568
うち基礎税率の引下げ	- 1,288	- 1,395
最高税率の引下げ	- 305	- 662
基礎税率適用所得上限引き上げ	- 158	- 200
基礎控除の引上げ	- 1,541	- 1,845
老齢者控除の引上げ	- 168	- 210
寡婦(夫)控除の引上げ	- 11	- 13
投資所得加重税課税対象額引上げ	- 22	- 201
法 人 税	- 196	- 11
予納法人税率の引下げ	- 190	-
中小企業課税所得限度引上げ	- 6	- 11
石 油 収 入 税	+ 110	+ 139
うち石油収入税率引上げ	+ 110	+ 130
石油収入税控除引下げ	+ 20	+ 20
関 稅 お よ び 物 品 税	+ 2,435	+ 4,700
付 加 価 値 税 引 上 げ	+ 2,035	+ 4,175
物 品 税	+ 400	+ 525
うち低オクタン価ガソリン税率等引上げ	+ 280	+ 375
高オクタン価ガソリン税率引上げ	+ 80	+ 100
合 計	- 1,155	+ 425

(第4表) 英国 の 所 得 税 率

新 税 率		旧 税 率	
課 税 所 得 (ポンド)	税 率 (%)	課 税 所 得 (ポンド)	税 率 (%)
超 以下 0～ 750	25最低税率	最 低 税 率 0～ 750	25最低税率
750～10,000	30基礎税率	750～ 8,000	33基礎税率
		8,000～ 9,000	40
		9,000～10,000	45
		10,000～11,000	50
10,000～12,000	40	11,000～12,500	55
12,000～15,000	45	12,500～14,000	60
		14,000～16,000	65
15,000～20,000	50	16,000～18,500	70
20,000～25,000	55	18,500～24,000	75
25,000～	60最高税率	24,000～	83最高税率

表参照)。

(第5表)

英国の投資所得重加税率

	旧 税 率		新 税 率	
	投 資 所 得 (ポンド)	税 率 (%)	投 資 所 得 (ポンド)	税 率 (%)
65歳未満	超 以下 1,700～2,250	10	超 5,000～	15
	2,250～	15		
65歳以上	2,500～3,000	10	15	15
	3,000～	15		

(注) 投資所得とは証券投資などによって得られる配当、利子等のことであり、上記に定められた投資所得を上回った場合には加重税(Surcharge)が賦課される。

(a) 法人税減税

- ① 支払配当額に対する予納法人税(A C T)(注)、率の引下げ(支払配当額の33/67→3/7)。

(注) 法人の支払配当に対しては所得税の源泉徴収を行うかわりに、予納法人税を納付しなければならない。

- ② 中小企業に対する法人税の税額控除の対象となる年間利潤額引上げ(50,000～85,000→60,000～100,000ポンド)。

(b) 石油収入税(P R T)増税

国際石油価格の上昇に対応して石油会社の粗利益

(第6表)

政 府 経 済 見 通 し

(前年¹期)比・%)

	1978年 (実績)	1979年 (見通し)	78/11月時 予測	1979年 上期	下期	1980年 上期
				△ 0.4		△ 0.9
実質 G D P	+ 3.0	+ 0.3	+ 2.4	△ 0.4	△ 0.1	△ 0.9
個人 消 費	+ 5.5	+ 3.2	+ 2.8	+ 2.2	△ 1.0	+ 1.5
政府 支 出	△ 0.6	+ 1.1	+ 1.6	+ 1.9	△ 0.7	△ 1.5
うち 消 費	(+ 1.5)	(+ 1.5)	(+ 1.5)	(+ 1.3)	(0)	(△ 0.8)
投 資	(△ 13.0)	(△ 1.5)	(+ 2.8)	(+ 6.3)	(△ 5.9)	(△ 6.3)
民間固定投資	+ 6.2 億ポンド	△ 0.6 億ポンド	+ 2.1 億ポンド	△ 0.6 億ポンド	0 2.5	△ 1.2 億ポンド
在 庫 増 減	9.6	4.5	6.0	2.5	2.0	△ 1.5
輸 出	+ 2.2	△ 0.5	+ 6.0	△ 4.0	+ 4.5	+ 1.2
輸 入	+ 4.7	+ 4.3	+ 6.8	+ 3.4	+ 0.6	+ 0.3
経 常 収 支	(年中) 億ポンド + 2.5	(年中) 億ポンド △ 7.5	(年中) 億ポンド △ 2.5	(期中) 億ポンド △ 7.5	0	0
小 売 物 価	(III Q前年比) + 7.9	(III Q前年比) + 16.0	(VI Q前年比) + 8.5			
P S B R (財政赤字)	(年度中) 億ポンド 92.3	(年度中) 億ポンド 83.1	(年度中) 億ポンド 85			

(注) 季節調整済み。

に対する石油収入税率を引上げ(45→60%)。

(e) 付加価値税(VAT)増税

付加価値税率の引上げ(標準税率8%、奢侈品12.5%→一律15%)。

口. 公共支出削減

環境省(4.4億ポンド)、エネルギー省(3.2億ポンド)、産業省(2.1億ポンド)、雇用省(1.7億ポンド)等合計14.7億ポンドの公共支出を削減。

ハ. 政府資産売却

国有企業株式売却等10億ポンド。

ニ. 人件費削減

公務員給与の抑制、人件費節約等10億ポンド。

(3) 経済見通し

予算案発表と同時に、前記財政政策を前提とした79年中の政府経済見通しが発表された(第6表および「国別動向」参照)。

◆英蘭銀行、最低貸出歩合の引上げおよび増加率ベースの特別預金制度の延長を発表

1. 英蘭銀行は6月12日、最低貸出歩合(MLR)を2%引上げ14%とし即日実施(MLRの変更は4月5日の1%引下げ<13→12%、4月号「要録」参照>以来の措置)するとともに、9月末で期限切れとなる増加率ベースの特別預金制度(いわゆる corset)を従来同様の方式^(注)で10月以降12月までさらに3ヵ月間延長・継続する(4月号「要録」参照)旨発表した。

(注) 延長された増加率ベースの特別預金制度の内容。

(1) 対象金融機関(北アイルランドを除く全銀行および割賦販売金融会社)に対し、利付債務の増加率が下記(3)基準増加率を超えた場合、追加特別預金(無利息)を英蘭銀行に預入することを義務づける。

(2) 基準残高は従来と同様、77年11月から78年4月までの6ヵ月間の銀行計数報告日(make up days)における利付債務残高の平均額とする。

(3) 基準増加率(基準残高比増加率)は次のとおりとする。

(増加率計算対象利付債務)(基準)(基準増加率超過)

79年8月～10月の	計数報告日残高平均	16%	79年11月
9月～11月	"	17%	12月
10月～12月	"	18%	80年1月

(4) 追加特別預金の預入率は、上記基準増加率を超えて対象債務が増加した場合、その程度に応じ、次のとおりとする。

基準増加率を超過する部分が

"	3%以下の増加額に対してその5%	
"	3%超5%以下 "	25%
"	5%超 "	50%

2. 上記措置について英蘭銀行では「12日の予算演説で示されたポンド建M₃伸び率の新目標値(年率7~11%)達成に資するためにとられたものである」と説明している。

今回発表された79年度予算案では、直接税を減ずる反

面、付加価値税を大幅に引上げるため、石油価格の世界的な上昇の影響とも相まって一時的には物価上昇圧力が強まるものとみられており、政府ではこれを一過性のものにとどめるためマネーサプライ目標値の引下げ(年率7~11%、従来8~12%)を発表したが、この新しいマネーサプライ目標値達成のため、公共部門においては、PSBR(公共部門借入需要)が削減される一方、民間部門でもMLRの2%引上げという思い切った措置に加え増加率ベースの特別預金制度も延長・継続されることになったものである。

◆英國、為替管理の緩和措置を発表

1. ハウス相は6月12日の財政演説において、為替管理を段階的に緩和していくとの方針を明らかにしたが、翌13日、その「第1段階」として次のような措置が実施された。

(1) 対外直接投資関係

① 新規投資については各プロジェクトごとに、年間5百万ポンドまで為替市場における外貨調達を容認(従来は、輸出促進に直接役立つものおよび1年半<EEC諸国の場合3年>以内に投資額以上の国際収支改善効果を期待できるものを除き原則として海外借入、海外利益処分による外貨調達が必要)。

② 海外子会社の利益の%以上(海外支店の場合は100%)を本国に送金することを義務付けた現行規制を撤廃。

(2) 対外証券投資関係

① 外国証券購入のため外貨借入を行った場合、借入金額の115%に相当する外国証券または投資通貨の保有を義務付けた現行規制を撤廃(ただし、所要外貨は引き続き投資通貨市場で調達<通常の市場調達に比べ20~25%コスト高>することが必要)。

② 対外証券投資のための外貨借入にかかる金利支払所要外貨の為替市場での調達を容認。

(3) 個人関係

① 渡航持外出貨の制限緩和

観光………1人1渡航当り

500ポンド→1,000ポンド

業務渡航…1日当り 100 " → 200 "

1渡航当り 3,000 " → 5,000 "

② 海外移住の場合の持出制限緩和

1家族当り20万ポンドまで(従来、EEC内8万ポンド、その他地域4万ポンド)。

③ 個人使用目的の海外不動産購入につき、1家族年間10万ポンドまで為替市場での外貨調達を容認(從

来、要資は投資通貨市場で調達することが必要)。

④ 現金贈与・親族送金の制限緩和

両者合わせて1人年間1万ポンドまで(従来、現金贈与1人年間1,500ポンド<ただしEEC内の場合さらに1,500ポンドの追加わくあり>、親族送金同2,000ポンドまで)。

(4) 金貨購入

1938年以降に鋳造された金貨の輸入を解禁。

2. 本措置は、最近におけるポンド相場の強調を背景に、これまで実現が延び延びとなっていたEEC協定上の資本取引等自由化・緩和義務を実施したものであり(53年1月号「要録」参照)、特に為替管理体系全体を現行の「原則禁止」から「原則自由」へと改めようとするものではないとされている。

◇英国政府、マネーサプライ増加率目標値を発表

ハウ蔵相は6月12日の財政演説の中で1979年6月央以降1980年4月央(注)までの10か月間のマネーサプライ(ポンド建Ms)年率増加率目標値を、従来の目標値(78年10月央~79年10月央の増加率8~12%)から1%引下げ、7~11%とする旨発表した(本措置の背景等については「国別動向」参照)。今回の目標値発表は、5月の総選挙により政権が交替したため、通常より遅くなり、予算案をはじめとする一連の内閣の経済政策が確定するのを待って行われたもので、目標値の設定期間も10か月と変則的なもの(通常は1年)となっている。

なお、昨年度からマネーサプライ目標値の設定については6か月ごとに見直すローリング方式が採用されており、ハウ蔵相は本目標値についても秋口に再び見直しを行う旨あわせて発表した。

(注) 英国では毎月第3水曜日が、銀行計数報告日(make up day)と定められており、マネーサプライ統計はこの月央計数をもとに作成される。

◇英国、ロンドン手形交換所加盟銀行、貸出基準金利等を引き上げ

1. ロンドン手形交換所加盟大手4行(National Westminster, Barclays, Midland および Lloyds)は6月14日、貸出基準金利(base rate)を2%引上げ14%とし、通知預金利も2~2.5%引上げ11.5~12%とし、翌15日から実施する旨発表した。各行別の貸出基準金利および通知預金利は次のとおり。

貸 出 基 準 金 利	通知 預 金 利	(引 上 げ 幅)
----------------------------	-------------------	--------------------

National Westminster	14.0%	11.5% (+2.0%)
Barclays	"	12.0" (+2.5")

Midland	14.0%	11.5% (+2.0%)
---------	-------	---------------

Lloyds	"	11.5" (+2.5")
--------	---	---------------

2. 今次引上げにつき各行では、「一昨日の英蘭銀行最低貸出歩合の2%引上げに対応したもの」とコメントしている。

◇イタリア、石油製品の一部価格引上げを決定

1. イタリアの物価閣僚委員会は5月4日、24日および6月25日の3度にわたり、石油製品価格の一部引上げを決定、発表した。主な値上げ品目および新価格は別表のとおり。

イタリアの石油製品価格

(単位・リラ、カッコ内は引上げ幅・%)

	変更前	5月5日 以降	5月25日 以降	6月26日 以降
(注) 自動車用軽油 (1リットル当たり付加 価値税込み小売価格)	171	186 (+ 8.8)	186 (—)	215 (+ 15.6)
軽質重油 (1トン当たり、製造税 (込み卸売価格)	91,090	106,710 (+ 17.1)	114,375 (+ 7.2)	139,555 (+ 22.0)
中質重油 (1トン当たり、製造税 (込み卸売価格)	86,890	102,510 (+ 18.0)	110,175 (+ 7.5)	135,355 (+ 22.9)

(注) 自動車用軽油は、OPEC諸国による第1回原油価格上昇(78年12月17日)後79年1月12日、それまでの162リラから171リラに引上げられた。

2. 今次措置につき同委員会では、「今回の価格引上げは、OPEC諸国による先の原油価格引上げに対処したもので、対象となった石油製品は全原油消費量の約33%を占めている」と述べている。

◇イタリア、輸出信用保険局、輸出信用供与等に伴う為替リスク補償保険の取扱を開始

イタリア外国貿易省は6月23日、輸出信用保険局(SACE)(注1)が、輸出信用供与および一般対外貸付に伴う為替リスクをカバーする保険の取扱を開始した旨発表した。同発表によれば、当該保険の概要は以下のとおり。

(注1) 輸出信用保険局は、1977年5月24日付法律第227号(輸出信
用および輸出信用保険に係る、いわゆる「オッソ法」)によ
り、全国保険機構(INA)の内部に設置され(政府出資金200億
リラ)、イタリアの対外事業活動に伴うリスクにかかる保険ま
たは再保険を業務としている(保険引受限度額は、期間24か月
以内の保険につき年間5兆リラ、24か月超の保険については毎
年政府予算編成時に設定される)。同局の運営は、大蔵省の監
督のもとに、外務省、大蔵省、商工省、外貿省、全国保険機
構、および中小企業中期信用中央金庫(Mediocredito Cen
trale)の各代表からなる委員会により行われる。なお、同局の
設置により、従来各種機関に分散していた保険事務が同局に集
中し、輸出信用保険手続きが簡素化されることとなった。

(1) 対象取引

輸出信用および一般対外貸付で、決済期日が輸出契
約成立後、あるいは対外貸付実施後6か月以降に到来

するもの(注2)。当面は米ドル建てのみとするが、段階的にその他の通貨建てをも取扱うこととする。

(注2) 輸出信用の場合、保険申込みは輸出契約成立後45日以内に行われねばならない。

(2) 補償方法

決済時の為替相場が保障相場(注3)を下回った場合、当該差損は輸出信用保険局により補償される。決済時の為替相場が保障相場を上回った場合、当該差益は同局に納入される。

(注3) 保障相場は輸出契約成立日あるいは対外融資の実行日における実勢相場。

(3) 保険金清算日

上記差損および差益は各四半期末に算出し、当該差が保障相場比3%以内であった場合、その清算は翌期以降に持越される(ただし年末には必ず清算される)。当該差が保障相場比3%を超えている場合は、それ以前の四半期末の残高とともに直ちに清算される。

◇スイス中央銀行、為替管理の一部緩和を決定

1. スイス中央銀行は6月7日、非居住者に対するスイス・フラン建外債発行代り金のスイス中央銀行における外貨交換義務(注)を撤廃することを決定、発表した(翌8日以降実施)。

(注) スイス中央銀行は、74年12月以来非居住者がスイス国内でスイス・フラン建外債を発行する場合、その発行代り金の100%をスイス中央銀行で米ドル等外貨に交換することを義務付けていた(50年1月号「要録」参照)が、78年10月以降スイス・フラン高騰対策の一環として一部為替市場での外貨への交換を認めることとし、同比率を50%に引下げた(53年11月号「要録」参照)。

2. 本措置に関し、スイス中央銀行では以下のとおりコメントしている。

「スイス中央銀行は、スイス・フランの軟調が続くなつて為替相場の安定を維持するため多額のドル売介入を実施しているが、ここ数週間にわたるこうしたドル売却により、スイス国内ですでに流動性が著しく低下してきている。スイス中央銀行は、こうした著しい流動性のひつ迫を緩和するため、前記外貨交換義務を撤廃することとした。しかしながら、将来本交換義務が必要な場合には、これを再び導入することもあり得る。」

◇ベルギー中央銀行、2度にわたり公定歩合等を引上げ

1. ベルギー中央銀行は最近における為替市場の動向にかんがみ、6月14日に公定歩合を引上げ(8→9%)たほか、29日には各市中銀行に対する手形再割引限度わく(注1)をA・B両わくに2分する扱いを復活(Aわく=同限度わくの3分の1、Bわく=同3分の2)(注2)し、Bわくに対しては11%の高率再割引歩合を適用する等、

ベルギー中央銀行の金利引上げ

(年率、単位・%)

	変更前	1979年6月14日以降	1979年6月29日以降
再割引歩合 (公定歩合)	8.0	9.0	A わくの3分の1まで、 狹義の公定歩合 9.0(不变) B わくの残る3分の2 11.0
債券担保 貸付金利 貸付限度 わく内の 貸付適用 金利	8.0	9.0	11.0
貸付限度 わく外の 高率適用 金利	(注1) 3か月もの インターバンク ・レート +0.5、た だし最低 8.0	同左、た だし最低 9.0	(注2) 3か月ものイン ターバンク・レ ート+1.0

(注1) 中央銀行の裁量により決定。

(注2) 中央銀行の裁量により決定。当面は12.0%を適用。

一連の金利引上げ措置を実施した(別表参照)。

(注1) 手形再割引限度わくについては、51年3月号「要録」参照。

(注2) 再割引限度わくは、昨年10月12日、外貨流出防止措置として一連の金利引上げが行われた際2分化されたが、本年5月3日の公定歩合引上げ時に再び1本化されていた(53年11月号および54年6月号「要録」参照)。

2. 本措置に関しベルギー中央銀行では、「今回の決定は、5月中の公定歩合引上げ同様、もっぱらベルギー・フランの防衛策としてとられたものであり、近隣EC諸国における金利上昇傾向からして当然の措置である。ベルギー・フランの中心相場引下げは、輸入依存度の高いベルギーにおいて直ちに原材料輸入価格の上昇に結びつくほか、こうした物価上昇はインデクセーション・システムを通じていずれ賃金にも波及することになるので、極力避けるべきである。現在の為替市場におけるベルギー・フランへの売圧力は、高金利政策および介入強化によって十分対処し得ると考えている」と述べている。

◇デンマーク、公定歩合を引上げ

1. デンマーク国民銀行は6月14日、公定歩合を1%引上げ9%とし、翌15日から実施する旨発表した。デンマークの公定歩合変更は、昨年7月の1%引下げ(9→8%)以来11か月ぶりのことである。

2. 本措置に関し、同行では、「他の欧州諸国の金利上昇に伴い内外金利の格差が拡大していることや国際収支の悪化に対応したもの」とコメントしているが、一般には、最近におけるEMS(欧州通貨制度)内におけるデンマーク・クローネ相場の低下に対処したものとされている。

◇デンマーク、経済安定法成立

1. デンマーク政府は6月18日、エネルギー消費の節約と財政支出の抑制をねらいとした包括的経済安定法をまとめ同29日議会の承認を得た。主たる内容は、①石油、ガス、電力に対する付加価値税の引上げ(46億クローネ、ただし、産業用電力および交通事業者向け石油・燃料については据置)、②来年度予算における公共支出の削減(中央政府25億クローネ、地方公共団体40億クローネ)、となっている。

2. 今次措置は、石油価格の上昇に伴う経常収支の悪化を背景に採られたものであるが、更年後、急激に公共支出が増大した(本年中実質伸び率5.5%)ことや、高率の貸上げ(9%)実現により、最近、個人消費の盛上がりが目立っていることも勘案された。Heinesen 蔵相は「本措置実施により、経常収支については、今年は10億クローネ、来年は30億クローネの改善効果が期待でき、赤字幅は、今年は90~100億クローネ、来年80~90億クローネにとどまると予想されるほか、公共支出の伸びも、実質年率3%以下に抑制できる」としている。

◇スウェーデン、商業銀行に対する流動性比率を引上げ

流動性比率の最近の推移

(単位・%)

	1978年 10月1 日実施	1979年 3月1 日実施	今回
商業銀行(Affärsbank)			
3大全国銀行			
Post-och Kreditbanken(注)	36	37	39
Skandinaviska Enskilda Banken	36	37	37 (据置)
Svenska Handelsbanken	36	37	37 (据置)
その他の全国銀行	29	31	31 (据置)
地方銀行	28	30	31
貯蓄銀行(Sparbank)			
大手行	26	28	29
中小行	25	27	28
農業金融機関(Föreningsbankerna)	26	28	29

(注) 政府が99%出資。

1. スウェーデン中央銀行は6月21日、商業銀行に対する流動性比率を7月1日から次のとおり、引上げる旨発表した(流動性比率制度の導入については44年4月号「要録」参照、流動性比率の算出方法については51年7月号「要録」参照)。

2. 本措置につきスウェーデン中央銀行では、「銀行貸出の急増に伴い、国内流動性が過剰となっている状況に対応したもの」と説明している。

(注) マネーサプライ等の推移

	1978/I Q	II Q	III Q	IV Q	1979/I Q
M2残高	11.7	15.2	15.6	17.2	16.5
国内銀行貸出残高	14.4	11.0	10.9	11.4	13.0

◇ノルウェー、南ノルウェー地区に対し第一線準備率を復活

ノルウェー政府は6月1日、78年8月以来適用を停止していた第一線準備率を、南ノルウェー地区所在の貯蓄銀行に限り復活することとし、同準備率を3%とする旨発表した。本措置は、同地区的貯蓄銀行の貸出が本年第1四半期に急増し、中央銀行による貸出ガイドラインを上回ったために暫定的に採られたものとされている。

なお、北ノルウェー所在の貯蓄銀行、および商業銀行ならびに南ノルウェー所在の商業銀行については、引き続き第一線準備率は適用されない。

◇フィンランド、中央銀行総裁代理にカルヤライネン副総裁を任命

フィンランド銀行は6月6日、マウノ・コイビスト同行総裁が首相に就任した(6月号「要録」参照)に伴い、アハティ・カルヤライネン同行副総裁を総裁代理に任命したと発表した。同行によれば、新総裁代理はコイビスト首相が総裁に復帰するまでの間、総裁としての任務を遂行するとされている。

なお、カルヤライネン総裁代理は、1962~63年および1970~71年の間、首相を勤めたほか、外相、経済相などの経歴がある。

◇オーストリア、総選挙を実施

オーストリア国民議会選挙は、5月6日実施され(投票率89.7%<前回92.9%>)、クライスキー(Bruno Kreisky)首相の率いる社会党が、前回選挙(75年10月5日実施、50年11月号「要録」参照)時に比べ3議席を増やして過半数を確保、71年以来の政権を引き継ぎ担当することとなった。

同議会選挙の最終結果は次のとおり(カッコ内は前

		議席数	得票率 (%)
社会 党(ÖVP)	96(93)	51.2(50.4)	
国民 党(SPO)	76(80)	41.8(43.0)	
自由 党(ÖFP)	11(10)	6.0(5.4)	
共 産 党(ÖKP)	0(0)	1.0(1.2)	
計	183(183)	100.0(100.0)	

回)。

◇トルコ、リラを切下げ

- トルコ政府は6月11日、トルコ・リラ(従来、公定為替相場1ドル=26.5トルコ・リラ)を約43%(IMF方式)切下げて1ドル=47.1トルコ・リラとし、12日より適用する旨発表した(ただし、原油、肥料の輸入および小麦、綿、たばこ等農産物の輸出には、1ドル=35トルコ・リラを適用する2重為替相場制度を採用)。
- トルコは、昨年来深刻なインフレと国際収支危機に見舞われ(注)、すでに78年2月から3月にかけて為替管理強化、財政緊縮策、平価切下げ等一連の国際収支対策(53年3月号「要録」参照)を実施するとともに、引続きIMF借款の締結(53年5月号「要録」参照)により経済の立直しを図ってきたが、本年に入りOPECによる原油価格引上げが実施され、これが同国国際収支をさらに圧迫するなど、一向に経済情勢が好転する兆しがうかがわれていない。こうした状況の下で、トルコ政府は、IMF、OECD諸国からの借款導入交渉に当ってきたが、IMFでは借款供与の条件としてトルコ・リラの切下げを要求したため、今次決定に至ったものとみられている。
- 今次決定に伴い、トルコ政府はIMFとの間で借款(約3億ドル)締結に関し原則的合意に達し、7月2日、財政支出の削減、金融引締め等に関し、IMFとの協定を遵守することをうたった趣意書(letter of intent)を送付した旨発表した。また、OECD加盟国による緊急融資(総額約14億5千万ドル)についても、その融資条件とされていたIMFとトルコの借款協定が締結されたことに伴い、近いうちに借入が実現する見通しである。

(注) トルコの物価、国際収支動向

	1978/I Q	II Q	III Q	IV Q	1979/I Q
消費者物価 (前年比、%)	55.0	64.6	69.7	58.4	48.8
貿易収支 (FOB-FOB (B、億リラ)	△82.2	△169.8	△90.5	△116.4	△106.8
外貨準備高 (期末、億ドル)	9.0	9.4	13.2	10.0	9.5

アジアおよび大洋州諸国

◇韓国、輸入関税引下げ

韓国政府は5月、石油化学製品、建築資材等主要原資材の輸入関税を5~30%程度引下げる旨発表、年末までに漸次実施することとした。これは、主要物資の円滑な供給を図り、物価安定に処するためとられた措置。

主な品目および新しい関税率は次のとおり。

(1) 石油化学製品

エチレン: 10→0%、プロピレン、ブタジエン、ベンゼン等: 10→5%、ポリ塩化ビニール、アクリロニトリル等: 30→10%

(2) 建築資材等

セメント: 10→0%、ホットコイル、ビレット: 20→5%、銅線: 10→5%

(3) その他

飲料用ガラス容器: 20→10%

◇韓国、生活必需品供給安定策を発表

韓国政府は5月、25品目の生活必需品についての供給安定策を発表、15日から実施することとした。これは、4月に発表された経済安定総合施策(5月号「要録」参照)の一環として打出されたもので、輸入拡大等を通じてこれら品目の供給拡大を図り、物価の安定に処するためにとられたもの。

概要は次のとおり。

(1) 輸入拡大策

① 関税引下げ…アルキルベンゼン30→15%、歯みがき粉60→40%、中質紙、チリ紙40→10%等

② 輸入自由化…原糖

③ 輸入割当制の廃止…トウモロコシ

④ 特定輸入地域制限の廃止…扇風機、チリ紙、歯みがき粉等

(2) 設備資金融資による生産拡大策…中質紙133億ウォン、チリ紙37億ウォン等

◇韓国、重化学工業投資計画を一部調整

韓国政府は5月25日、重化学工業投資計画の一部を調整する旨発表した。これは、4月に発表された経済安定総合施策(5月号「要録」参照)の一環として具体化されたもので、総需要抑制の観点から、重複している投資計画や実行に無理があるとみられる投資計画を中心に一部計画を延期、保留ないし中止することを主な内容としている。調整対象となった計画は次のとおり(カッコ内は、

当該計画実行に必要とみられていた資金規模)。

(1) 1年間延期する計画

高麗亜鉛鉛製練所建設(99億ウォン)

(2) 当面実行を保留する計画

- ① 大宇実業 タイヤ工場建設(550億ウォン)
- ② 現代総合商社 タイヤ工場建設(414億ウォン)
- ③ 三星重工業 第2期事業(各種産業設備建設、867億ウォン)
- ④ 晓星重工業 産業機械工場建設(978億ウォン)

(3) 中止する計画

- ① 現代重工業(172億ウォン)、大宇重工業(247億ウォン)の発電設備建設。なお今後発電設備建設については、従来多岐にわたっていた計画を、2計画に統一(第1グループ: 現代洋行および現代重工業、第2グループ: 大宇重工業および三星重工業)して実施することとした。
- ② 現代洋行 ディーゼル・エンジン工場建設(400億ウォン)

◇韓国、輸入自由化品目を拡大

韓国政府は6月、46品目の輸入自由化を発表、7月1日から実施することとした。これは、海外からの貿易自由化要請に応え、かたがた国内物価の安定化を図るためにとられたもので、本年に入り2回目の措置。

主な品目は次のとおり。

- ① 原資材…カセイソーダ、ワックス、低密度ポリエチレン、ナイロン糸等
- ② 機械・同部品…農業用ポンプ、自転車部品等
- ③ 消費財…合成洗剤、男性用肌着、電球等
- ④ その他…板紙、コンニャク、果実苗木等

なお、このところ輸入急増に伴い貿易赤字が拡大、外貨準備高もやや落込み(78年末49.4億ドル→79年4月末46.6億ドル)をみていることから、輸入自由化のペースを従来に比べ若干抑制する方針で、今般も、当初予定していた高級ブラウス、たばこ、化粧品類等のせい沢品は、輸入自由化品目の指定から除外。

◇台湾、1980年度予算成立

立法院は5月29日、1980年度(1979年7月~80年6月)中央政府予算案を承認した。同予算案は経済建設費等の支出増加を主因に、1979年度当初予算比+25.2%(総額1,942億元、約54億ドル相当)と、前年度(同+18.0%)を大幅に上回る大型予算となっている。歳出入面の特色は次のとおり。

- (1) 歳出面では、公共投資を中心に引続き高い経済成長

台湾の1980年度予算

(単位・億元)

		1980年度予算	1979年度当初予算	構成比(%)
歳入	歳出		比増加率(%)	
租税・専売収入	1,435	51.5	73.9	
公営企業収入	185	21.8	9.5	
建設公債	120	30.2	6.2	
罰金収入	81	—	4.2	
その他の	121	—	6.2	
合計	1,942	25.2	100.0	
国防・外交費(注)	806	12.4	41.5	
経済建設・交通関係費	504	35.3	26.0	
社会福祉関係費	240	24.8	12.4	
教育・科学・文化費	134	36.1	6.9	
一般政務費	82	18.6	4.2	
債務返済費	48	3.3倍	2.5	
省市補助費	102	49.6	5.2	
その他の	26	—	1.3	
合計	1,942	25.2	100.0	

(注) このほか、「国防特別予算」として別途250億元が計上されており、これを含めると歳出全体では2,192億元、1979年度当初予算比41.3%増となる。

を図るため、経済建設・交通関係費支出を大幅に増加(同+35.3%)しているのが特徴的。なお、国防費については、米中国交樹立に伴う国防重視の観点から、通常の予算ベース(1979年度当初予算比+12.4%とほぼ前年度<同+12.9%>並みの伸び)に加え、特別措置として「国防特別予算」(総額250億元)を計上しているため、国防費全体では、前年度比+42%と大幅な伸びとなっており、歳出に占めるウエイトは48.2%(前年度46.2%)に上昇。

(2) 歳入面では、収入の大半を占める租税・専売収入が企業の業況好調を主因に、前年度当初予算比+51.5%と前年度(同+16.8%)を大幅に上回る増加見込みとなっている。なお、「国防特別予算」については、一部は財政余剰金によりファイナンスすることとしているが、不足分については台湾としては初めての赤字国債発行により賄う方針とされており、その物価面に与える影響が懸念されている。

◇タイ、資金需給緩和策を実施

タイ政府・中央銀行は5月、国内の資金不足緩和のため、①対外借入に対する源泉課税徴収の一時停止、②商

業銀行保有政府証券の中央銀行への預託率の引下げ、を実施した。両措置の概要は次のとおり。

(1) 対外借入に対する源泉課税徴収の一時停止(5月1日実施)

金融機関、民間企業の対外借入に対する10%の源泉課税の徴収を5月1日から9月30日までの間暫定的に停止する。

(2) 商業銀行保有政府証券の中央銀行への預託率の引下げ(5月24日実施)

商業銀行保有政府証券に対する中央銀行への最低預託率を従来の16%から10%に引下げる。

同国では昨年来の公共投資活発化等から市中の資金需要が急速に増大したもの、中央銀行から国内商業銀行への貸出が元来小規模でこうした資金需要拡大に応じ切れない状態になっているため、今回外資および準備預金面からこうした市中の資金需要増大対策を講じたもの。

◇マレーシア、為替管理規制を緩和

マレーシア政府は6月1日、為替管理規制の緩和を実施した。同措置の概要は次のとおり。

(1) 居住者からの非居住者に対する外貨の支払い(非居住者への送金および非居住者の外貨勘定への振替えを含む)に関し、届け出を必要としない限度額を1件当たり1,000マレーシア・ドルから5,000マレーシア・ドルに引上げる。

(2) 外国為替取扱認可銀行による非居住者への外貨の支払い(上記に同じ)認可限度額を1件当たり100万マレーシア・ドルから200万マレーシア・ドルに引上げる。

(3) 居住者による非居住者からの外貨借入に関する事項については、これまですべて中央銀行の許可が必要としていたが、これを10万マレーシア・ドルまで許可不要とするとともに、借入金の返済・利払いについては為銀限りの認可事項に改める。

本緩和措置は、昨年来の同国金融制度近代化政策の一環を成すものであり、同国金融市場の国際化をイメージづけるねらいもあるものとみられている。

◇マレーシア、アラブ市場から初のシンジケート・ローンを取り入れ

マレーシア政府は6月27日、アラブ系銀行を中心とする国際シンジケート団と総額1億ドルのシ・ローン借入取決めを締結した。当該資金は、同国第3次5か年計画(51年8月号「要録」参照)の開発プロジェクトに充当される。なお、本シ・ローンの参加金融機関はバハレーン

で活動している銀行が中心となっており、アラブ資本市場からのシ・ローン取入れを実現させたのはASEAN諸国の中ではマレーシアが初めてである。借入条件等は次のとおり。

金額 1億ドル

償還期間 10年(うち据置期間5年)

金利 LIBOR + 1/2% (当初5年間)

LIBOR + 5/8% (5年超満期まで)

借入先 幹事行は Arab-Malaysian Development Bank Bhd.(主幹事)、Bank Bumiputra Malaysia Bhd. Bahrain branch(同)、Gulf International Bank of Bahrain(同)、National Commercial Bank of Saudi Arabia(同)等11行(うち邦銀は東銀1行)

◇インドネシア、わが国との石油開発協力協定に調印

インドネシア国営石油会社プルタミナは6月8日、わが国石油公団との間で、石油開発協力に関する基本合意書に調印した。合意の主な内容は次のとおり。

(1) プルタミナが、スマトラ島(2か所)、ジャワ島、カリマンタンの各鉱区で実施する石油探鉱事業に対し、日本側が総額160百万ドルを限度に資金を供与する。

(2) 日本側は石油公団と民間企業が出資する新会社を設立し資金供与を実行する。

(3) 新会社とプルタミナは共同運営委員会を設け、探鉱・開発計画などを協議しこれを決定する。

(4) 開発に成功した場合にはプルタミナは、融資相当額に金利および利益配分を加えたものに見合う原油(ただし、最高生産量の50%まで)を日本側に供給する。

今回、合意をみた背景としてプルタミナ側が沈滞している新油田開発のため同社の鉱区(単独では開発が比較的困難な4地域)を外資と合併で開発する方針を打出したのに対し、日本側が、①探査の対象となる鉱区が有望鉱区でリスクが少ないとみられること、②わが国としても中東原油への依存度を徐々に低下させるためにインドネシアからの原油輸入を一段と拡大させる必要があること、などの事情が指摘されている。

◇バングラデシュ、1979年度予算案を発表

バングラデシュ政府は6月2日、1979年度(79年7月~80年6月)予算案を議会に提出した。本予算案提出にあたりフダ蔵相は①79年度の経済成長目標は前年度(実績見込み約4%)を上回る7.3%とする、②前年度に引き続き農業生産の拡充を最優先し、農村インフラ整備に支出の重点を置く、等の点を強調している。新年度予算案の概

バングラデシュの79年度予算案

(単位・億タカ)

	78年度実績見込み (A)	79年度案 (B)	(B)/(A) (%)
歳出	302.8	363.7	20.1
経常勘定	112.9	119.4	5.8
資本勘定	25.2	31.9	26.6
年次計画勘定	164.7	212.4	29.0
開発計画	160.3	207.0	29.1
食糧購入計画	4.4	5.4	27.1
歳入	302.8	362.6*	19.7
経常勘定	150.3	180.2	19.9
租税収入	115.6	141.4*	22.3
税外収入	34.7	38.8	11.8
資本勘定	145.6	181.3	24.5
年次計画勘定	6.9	1.1	-84.1
公営企業収益	5.9	—	—
港湾局収益	1.0	1.1	10.0
収支じり	0	△ 1.1*	—

* 増税により1.1億タカ追加見込み。

要は次のとおり(増減は78年度実績見込み比)。

(1) 歳出は、一般行政費、軍事費を中心とする経常支出の伸びを抑制気味(+5.8%)しているものの、①対外債務返済を中心とした資本支出の伸びが大きいこと(+26.6%)、②ウエイトの高い開発支出がかかる設備や食糧備蓄設備の建設等を中心に前年度に引き続き大幅増加(+29.1%)していることから、全体では前年度比20.1%増の363.7億タカ(約24億米ドル相当)となった。

(2) 一方、歳入は、奢侈品(香水、高級衣料品、貴金属製品等)に対する輸入税、物品税の大幅引上げ(20~200%)により税収増(+22.3%)が見込まれるもの、現実的にはシェート加工工場以外の公営企業収益がほとんど見込めないことから、全体では前年度比19.7%増の362.6億タカにとどまった。

(3) この結果、予算収支じりは約1.1億タカの赤字となっているが、政府は今後補正の段階で所得税の増税等によってこれをカバーしてゆく方針。

◇インド、1979年度債権国會議の開催

世銀主催の1979年度インド債権国會議は6月7、8日

の両日パリにおいて開催(米国、英国、日本等先進工業国13か国および世銀、IMF等国際機関の代表が参加)され、1979年度(79年4月~80年3月)の対インド開発援助総額(政権交代直後の英國、カナダ拠出分を含まず)をインド側の要請どおり既往最高の30億ドル(コミットメント・ベース、従来の最高は76年度の18億ドル、前年度は11億ドル)とすることで合意した。

こうした多額の援助供与が合意に達したのは、本会議終了後発表されたコミュニケにもうたわれているように、債権国側が現インド政権の積極的な農業優先政策(農村インフラ設備の拡充、穀物買入れ価格引上げ等)を中心とする経済政策とその実績を評価したためとみられている。

◇インド、ルピーの対英ポンド中心レートを切下げ

インド準備銀行は、同国通貨ルピーの対英ポンド中心レート(middle rate)を6月18日に1英ポンド当り16.90ルピーから17.10ルピーへ1.2%(IMF方式、以下同様)切下げたあと、さらに、6月22日にも1英ポンド当り17.10ルピーから17.35ルピーへと1.4%の再切下げを実施した。

今回の2度にわたる切下げは、本年5月15日の切上げ以降介入通貨である英ポンドが、英國の最低貸出歩合(minimum lending rate)引上げ(6月12日)を背景に他の主要国通貨に対し上昇(5月16日~6月21日における英ポンドの対主要通貨上昇率、対米ドル+4.0%、対ドイツ・マルク+1.5%、対日本円+7.1%)したのにつれてルピーもこれら通貨に対し自動的に切上がった形となつたのを調整するために実施されたものとみられている。

今回の措置により、インドでは本年に入り5回にわたって同国通貨の対英ポンド中心レートを調整したことになるが、年初来の通算では4.9%の切下げ。

ルピーの対英ポンド中心レートの最近の推移は以下のとおり。

レート変更実施日	対英ポンド(1英ポンド当り) 中心レート	旧レート比 (IMF方式)
79年3月13日	16.80ルピー	-1.8%
79年4月9日	17.15ルピー	-2.0%
5月15日	16.90 ツ	+1.5%
6月18日	17.10 ツ	-1.2%
6月22日	17.35 ツ	-1.4%

◇スリランカ、外貨銀行業務制度導入

セイロン中央銀行は5月2日、商業銀行に対し、①新たに外貨銀行業務制度(Foreign Currency Banking

Scheme—FCBS)を設けること、②そのために必要な外貨銀行業務勘定(Foreign Currency Banking Unit—FCBU)の開設を認めること、を通知した。

同国では、経済開発、雇用促進を図るべく輸出加工区(Free Trade Zone)の建設を進めており、今回の措置はこの輸出加工区に進出する企業に対し外貨建て預貸金業務のファシリティを供与することを主眼としているが、同時に、将来オフショア・バンキング・センターを設立するための第一ステップとしての意味もあるとみられている。

FCBUの内容は概略次のとおり。

- (1) 非居住者からの指定外貨建て預金(要求払預金、定期預金^(注1))受入れと指定外貨建て借入れおよび非居住者に対する指定外貨建て貸出の実施。
- (2) FCBUをもつ商業銀行とのすべての外貨取引。
- (3) FCBUをもたない国内商業銀行からの指定外貨建て預金(通知預金、定期預金)受入れおよび指定外貨建て貸出^(注2)。
- (4) 輸出加工区進出企業(居住者)からの指定外貨建て預金^(注1)(要求払預金、定期預金)受入れおよび指定外貨建て貸出。
- (5) セイロン中央銀行が認める特定の居住者からの指定外貨建て預金^(注1)(要求払預金、定期預金)受入れおよび指定外貨建て貸出。

(注1) 1万ドル相当未満の定期預金は不可。また、貯蓄預金口座、小切手引落し口座の開設は不可。

(注2) 貸出最低額および最高額はセイロン中央銀行が決定。

◇1979年度パキスタン債権国際会議の開催

世銀主催の1979年度パキスタン債権国際会議は6月5、6日の両日、パリにおいて開催(米国、西ドイツ、日本、フランス、カナダ、イタリア、英国、ノルウェー、スウェーデン、オランダ、ベルギーの11か国および世銀、IMF等国際機関の代表が参加)され、同国に対する79年度(79年7月～80年6月)開発援助資金として6.6億ドル(コミットメント・ベース、78年度は8.4億ドル)を供与することで合意した。

なお、本会議に先立ちパキスタン側は8億ドルの開発援助資金のほか2.3億ドルの債務救済資金の供与を要請していたが、本会議では債権国側が①パキスタンの国際収支に改善のあとがみられないこと、②農業生産の拡大、人口増加抑制の実績が上がっていないこと等を指摘、結局上記開発援助資金の供与のみが合意されたもので、特に、パキスタンの推進している原子力開発計画に反対している米国は40百万ドルの食糧援助をコミットし

たにすぎず、また英國、カナダも自国の政権交替を理由に既往コミット分の履行を延期する旨表明。

◇イラン、民間銀行の国有化を宣言

イランのバザルガン首相は6月7日、銀行国有化法^(注1)により国内にある銀行37行中民間の27行(商業銀行21行、特殊銀行3行、開発銀行3行。27行中14行は外資との合弁^(注2))を国有化することを発表、即日幹部の更迭等を実施した。この措置に伴い各銀行は9日、10日の2日間closeしたものの、11日以降は従来どおり営業を再開しており、一般顧客の預金凍結等は行われていない。

今回の銀行国有化は、基本的には社会主義化に伴う政策の変更であるが、当局筋からは①貸出業務を民間ベースから政府ベースに移管し国内企業に対して国家的に即して融資を実施する、②本年2月の政治体制の変更以来懸念されている国内的、国際的な信用不安の発生を政府監督の下に防止する、③従業員の雇用安定を図る、等のねらいから実施したとのコメントがなされている。

外国資本との合弁銀行の国有化に伴う補償問題、債務返済問題等につき政府は6月10日、公正・妥当な補償および債務完済を実行する方針であり、外国人所有株式の凍結、不当処分等も行わない旨を明らかにしている。

なお、同国では銀行国有化に続き、保険会社、大規模企業の国有化も実施されている模様。

(注1) 79年6月7日発効、以下の2条よりなる。

第1条 国民の権利と資産を保全し、生産活動を再開し、銀行における国民の預貯金を保障するため、合法的、条件付き所有権の原則に沿って下記の(1)～(5)の事項を考慮しつつ、すべての銀行は本法承認の日より、国有化され、政府は銀行の経営者の任命を行う。

- (1) 銀行の利益享受の方策と外国への資本の不法送金
- (2) イラン経済における銀行の重要な役割とイラン経済と銀行の間の自然な関係
- (3) 銀行の政府に対する負債と銀行の政府運営の必要性
- (4) 銀行とその他の機関との協調の必要性
- (5) 銀行の活動をイスラム的管理の方向に向ける

第2条 本法発効の日より、政府により、任命された経営者の署名のみが有効と認められることとする。

(注2) 邦銀関係の合弁銀行は次の4行。

日本イラン国際銀行(Internatinal Bank of Iran
and Japan、東銀、出資比率28.4%)

ダリンシュ銀行(Bank Darinsh、三和、同2.0%)

イラン開発投資銀行(Development and Investment
Bank of Iran、長銀、同4.2%)

イラン鉱工業開発銀行(Industrial and Mining
Development Bank of Iran,
東銀、興銀、三和、住友、同4行計2.1%)

◇豪州、ウラン開発に対する外資規制を緩和

豪州政府は6月10日、ウラン鉱開発企業に対する外資参加比率を25%から50%へ緩和する旨発表した。

同国ではフレーザー政権の発足(75年12月)以降、資源開発規制を徐々に緩和しており、外資の参加比率につ

いてもすでに一般的には50%まで容認しているが、ウラン開発関連については特殊かつ重要なエネルギー資源であることや核拡散防止等の見地もあって外資参加比率を25%に規制してきた。しかしながら、現実的にウラン開発には膨大な資金が必要であり、かつ、豪州の国内資本が75%以上の出資を負担する能力が乏しい状態にあるため、今次措置が打出されたものとみられている。

◆豪州、部分的賃金インデクセーションを実施

豪州連邦労働調停仲裁委員会(ムーア委員長)は6月27日、昨年10月から本年3月までの消費者物価上昇率(+4.0%)に対する賃金引上げ率を3.2%とする部分的賃金インデクセーションを認める裁定を下し、29日から実施する旨発表した。

同委員会では昨年6月(1~3月消費者物価上昇見合い分)、12月(4~9月同)と2度にわたり、消費者物価上昇率を100%適用するフル・インデクセーションの裁定を下してきたが、今回はOPECの原油価格引上げ等を背景に、更年後、物価再騰の気配が強まっていることから、コスト・プッシュの影響を軽減させるために部分的インデクセーションにとどめたものとみられている。

◆ニュージーランド、為替レートを切下げ

ニュージーランド政府は6月21日、①ニュージーランド・ドルの為替レートを翌22日から主要通貨に対し5%(IMF方式、以下同様)切下げる、②今後のニュージーランド・ドルの為替レート調整は小刻みかつひんぱんに実施する、旨を発表した。発表の概要は次のとおり。

(1) ニュージーランド・ドルを主要貿易相手国通貨の加重平均バスケットに対して5%切下げる。切下げ後の為替レートは次のとおり(1ニュージーランド・ドル当たり)。

	切下げ前	切下げ後	切下げ率
米ドル	1.0551	→ 1.0052	4.7%
日本円	230.90	→ 218.73	5.3

(2) 今後のニュージーランド・ドルの為替レート調整は、ニュージーランド準備銀行が従前のレート比0.5%以内の範囲で小刻みにかつひんぱんに行う。ただし、この小刻みなレート調整はその都度正式発表の形をとらず事後的に準備銀行のquotationの形で公示する。

今回のニュージーランド・ドルの為替レートの切下げは輸出振興をねらいとしたものとみられており、同時に打出された新為替レート調整方式の採用についても「為替レートの柔軟な調整を容易にすることにより、輸出に

対する国内インフレの影響を小さざみに調整し、輸出業者の収益を安定的なものにするため」(マルドーン首相)とされている。

共産圏諸国

◆第33回コメコン総会開催

創立30周年を迎えたコメコンの第33回総会は、コメコン加盟10か国(注1)、準加盟のユーゴスラビアのほか、今回特別に招請されたアンゴラ、アフガニスタン、イラク、南イエメン、ラオス、モザンビーク、メキシコ、フィンランド、エチオピアを加えて、6月26日から28日までモスクワで開催された。同総会のコミュニケーションによれば、①前回総会で採択され、すでに実施をみているエネルギー、原燃料、農業、食品工業、機械工業部門の長期協力計画(コメコン統合計画に基づくもの、53年8月号「要録」参照)と各国の次期5か年計画(1981~85年)をどのように調整するかをめぐって検討が行われたほか、②新たに消費財、運輸、生産設備部門の長期協力計画(注2)、ベトナムに対する経済援助強化が採択された。

なお、ソ連代表として出席したコスティギン首相は同総会の席上において、特にエネルギー問題について触れ、次期5か年計画期間中のソ連のコメコン諸国向けエネルギー輸出を現行5か年計画期間中(注3)の20%増とする旨表明する一方で、各国に対しエネルギー節約の必要性も併せて強調した。また、同総会開催を機に原子力発電設備製造協力協定がソ連、東欧6か国、キューバ、ユーゴスラビアの間で締結された。

(注1) ソ連、東ドイツ、チェコスロバキア、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、ブルガリア、モンゴル、キューバ、ベトナム

(注2) 各部門における長期協力計画の方針は次のとおり。

(1) 消費財部門……①品質の向上、②需要に見合った製品の開発と拡充、③生産効率の向上

(2) 連輸部門……①輸送効率の向上、②トラック輸送、河川輸送の大規模拡充、③コンテナ等新規輸送方法の開発、拡充、④荷積み作業の機械化

(3) 生産設備部門……特にエネルギー関連の生産設備(原子力発電設備が中心)を重点的に拡充

(注3) 同演説によれば、現行5か年計画期間中のソ連のコメコン諸国向けエネルギー輸出(計画)は石油370百万トン、石油製品46百万トン、天然ガス880億m³、電力640kW/h。

◆ソ連、公定小売価格を一部引上げ

ソ連国家価格委員会は6月30日、「需要抑制による需給バランスの改善を企図」(国家価格委員会議長)して、一部公定小売価格の引上げを発表、7月1日から実施した。この結果77年1月、78年3月に統いて3年連続の引上げとなった。今次引上げの状況、背景は次のとおり。

1. 品目別価格引上げ状況(カッコ内は値上げ率・%)

乗用車(18)、宝石・貴金属(50)、じゅうたん(50)、毛皮製品(50)、家具(輸入家具30、国産家具10)、輸入缶ビール(50)、キャビア瓶詰(2倍)、レストランの料理価格(25~45、ただし夕食時に限る)等。

2. 背景

今次公定小売価格引上げの背景としては、①労働生産性の伸びを上回る賃金上昇のほか、輸入価格の上昇等物価上昇圧力が増大していることから、小売価格安定のた

めの国庫補助金支出が、食料品に対するものだけでも78年中250億ルーブル(78年歳出計画の10.2%)と公表国防予算(78年、172億ルーブル)を上回る規模に達するなど、国家財政面への負担が強まってきてること、②所得水準の向上による消費物資への需要増大から、一部品目で物資不足傾向が強まってきてること、等が指摘されている。